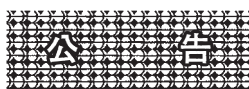


- 1 道路の種類 県道
2 路線名 天竜公園阿智線
3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|----------------|--------------|
| 下伊那郡阿智村伍和5640番の14地先から 下伊那郡阿智村伍和5561番の1地先まで | 旧 | 15.0~20.5 m | 0.0137 km |
| 同 上 | 新 | 15.0~16.0 | 0.0137 |

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月20日

長野県知事 阿部 守 一

1 入札に付する事項

- 借入をする物品等及び数量
税務電算システム専用機器等 一式
- 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- 借入期間
平成28年12月1日から平成33年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課税務電算係

電話 026 (235) 7086

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月2日(火) 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎404会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成28年8月1日(月) 午後5時(必着)

イ 場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課税務電算係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成28年7月11日(月)午前10時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

One set of a peripheral for Taxation Computer System

(2) Lease Duration:

From December 1, 2016 until November 30, 2021

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

Taxation System Section, Taxation Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7086 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:30AM, August 2, 2016

Place: Meeting Room #404, Nagano Prefectural Government West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail

Time: 5:00PM, August 1, 2016

Mailing Address: Taxation System Section, Taxation Division,
General Affairs Department, Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

税務課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月20日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野国際友好協会

3 代表者の氏名

小林 正宣

4 主たる事務所の所在地

長野市大字長野東後町26番地1

グランドハイッツ表参道一番館701号室

5 定款に記載された目的

この法人は、全ての国、地域の人々並びに青少年を含む多世代の市民を対象にして、多文化の国際理解を深めるとともに、市民の国際感覚の醸成に資する活動並びに国際交流活動を行い、活力と魅力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年6月20日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンしおだ野

上田市神畑字畔田374ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

有限会社メイ・田中商事

上田市神畑884-1

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------|
| 1 | 149台 | 114台 |
| 2 | 221台 | 172台 |
| 3 | 60台 | — |
| 合計 | 430台 | 286台 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| 出口 | 8 | 6 |
| 入口 | 8 | 6 |
| 合計 | 16 | 12 |

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更年月日

平成29年2月7日

5 届出年月日

平成28年6月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年6月20日から平成28年10月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

| |
|----------------------------|
| 産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室 |
|----------------------------|

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成28年6月20日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る新規取得講習及び追加取得講習

2 講習の種別、実施日時及び定員

| 講習の種別 | 実施日時 | 定員 |
|--------|---|-----|
| 新規取得講習 | 平成28年9月13日(火)～平成28年9月21日(水) 午前9時30分～午後5時30分 (受付時間 9月13日(火)午前9時05分から午前9時20分まで) | 20名 |
| 追加取得講習 | 平成28年9月16日(金)～平成28年9月21日(水) 午前9時30分～午後5時30分 * 追加取得講習の初日の開始時間のみ、午後1時10分からとする。 (受付時間 9月16日(金)午後0時40分から午後1時00分まで) | 20名 |

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 実施場所

長野県長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

TOiGO WEST 3階 長野市生涯学習センター

4 講習の対象者

(1) 新規取得講習

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年 国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)のAからオまでのいずれかに該当する者

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得すること。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

(ロ) 電話1本につき1人の受付とする。

(ハ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切る。

イ 電話受付日

| 講習の種別 | 電話受付日 | 電話受付時間 |
|--------|--------------|------------------|
| 新規取得講習 | 平成28年8月4日(木) | 午前9時から 午後5時まで |
| 追加取得講習 | 平成28年8月5日(金) | 午前9時から 午後5時まで |

(受付日時、時間は厳守すること。)

(2) 受講申込書の提出

ア 提出期間

平成28年8月22日(月)から8月26日(金)までの午前9時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所

事前申込みの際に指定する長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 提出方法

受講申込みは、事前予約をした際に警察が付与した受付番号を申告するとともに受講者本人が指定した提出場所へ申請書類を直接提出すること。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)には、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの1通

(4) 受講対象者に該当することを疎明する書面1通

- a 前記4の(1)のイに該当する場合は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- b 前記4の(1)のイに該当する場合は、1級の検定に係る合格証明書の写し
- c 前記4の(1)のウに該当する場合は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- d 前記4の(1)のエに該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し
- e 前記4の(1)のオに該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの)1通

(4) 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

(9) 講習対象者に該当することを疎明する前記アの(イ)の書面

6 受講手数料及び納付方法

(1) 新規取得講習

34,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付

すること。

(2) 追加取得講習

10,000円相当の長野県収入証紙を受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は事由にかかわらず返還しない。

7 その他

(1) 講習修了後に修了考査を実施し、当該講習の過程を終了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(2) この講習についての問い合わせは、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に行うこと。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年6月20日

長野県警察本部長 尾崎 徹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通基本情報管理システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部交通部交通企画課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野野幅下692-2
- 3 落札を決定した日
平成28年6月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 東京センチュリーリース株式会社
 - (2) 所在地 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
1月当たり賃借額 2,649,564円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成28年4月25日

交通企画課

公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成27年度決算の要旨を公告します。
平成28年6月20日

長野県市町村職員共済組合 理事長 牛 越 徹

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短 期 | 長 期 | 厚生年金 保 険 | 退職等年 金 | 経過の長 期 | 預託金管 理 | 経過の長 期預託金 管理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貸 付 | 物 資 | 財 形 |
|----------|-----------|-------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-------|
| 資 産 | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 2,010,086 | 1,551 | 705 | | | 91,951 | 109,773 | 598,277 | 1,499,893 | 103,551 | 39,692 | 289,486 | 755 |
| 固定資産 | | | | | | 2,087,436 | 1,779,505 | 128,661 | | 2,160,201 | 2,069,101 | | 4,122 |
| 資産合計 | 2,010,086 | 1,551 | 705 | 0 | 0 | 2,179,387 | 1,889,278 | 726,938 | 1,499,893 | 2,263,752 | 2,108,793 | 289,486 | 4,877 |
| 負 債 | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 40,751 | 1,551 | 705 | | | | | 3,478 | 365 | 105,689 | 176 | 77,832 | |
| 固定負債 | 1,085,277 | | | | | 2,179,387 | 1,889,278 | 466,870 | 63,353 | 91,171 | 1,414,953 | 10,267 | 4,122 |
| 負債合計 | 1,126,028 | 1,551 | 705 | 0 | 0 | 2,179,387 | 1,889,278 | 470,348 | 63,718 | 196,860 | 1,415,129 | 88,099 | 4,122 |
| 純 資 産 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本剰余金 | | | | | | | | | | 2,706,316 | | | |
| 利益剰余金 | 891,966 | | | | | | | 256,590 | 1,436,175 | | 693,664 | 201,387 | 755 |
| 欠 損 金 | 7,908 | | | | | | | | | 639,424 | | | |
| 純資産合計 | 884,058 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 256,590 | 1,436,175 | 2,066,892 | 693,664 | 201,387 | 755 |
| 負債・純資産合計 | 2,010,086 | 1,551 | 705 | 0 | 0 | 2,179,387 | 1,889,278 | 726,938 | 1,499,893 | 2,263,752 | 2,108,793 | 289,486 | 4,877 |

2 損益計算書の要旨

| 経 理 区 分 | 短 期 | 長 期 | 厚生年金 保 険 | 退職等年 金 | 経過の長 期 | 預託金管 理 | 経過の長 期預託金 管理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貸 付 | 物 資 | 財 形 |
|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|---------|---------|--------|--------|--------|-----|
| 収 | | | | | | | | | | | | | |
| 負担金 | 7,785,014 | 12,932,156 | 9,710,859 | 572,505 | 20,512 | | | 288,843 | 259,594 | | | | |
| 掛 金 | 7,890,830 | 6,638,086 | | 572,500 | | | | | 250,681 | | | | |
| 組員保険料 | | | 6,582,590 | | | | | | | | | | |
| 受取手数料 | | | | | | | | | | | | 30,709 | |
| 連合会交付金 | 1,014,413 | | | | | | | 90,909 | | | 336 | | |
| 組員貸付金利息 | | | | | | | | | | | 61,611 | | |
| 利息及び配当金 | 1,679 | | | | | 25,552 | 21,891 | 671 | 1,896 | 161 | 294 | 240 | |
| その他の収入 | 6,423 | | | | | | | 27 | | 393 | 1 | 22 | 43 |
| 他経理より繰入 | | | | | | | | 52,934 | 5,000 | | | | |
| 前年度支払準備金 | 1,067,044 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 17,765,403 | 19,570,242 | 16,293,449 | 1,145,005 | 20,512 | 25,552 | 21,891 | 433,384 | 517,171 | 554 | 62,242 | 30,971 | 43 |
| 支 | | | | | | | | | | | | | |
| 給 付 | 7,350,420 | | | | | | | | | | | | |
| 役員給与 | | | | | | | | 224,887 | 26,295 | | 7,718 | 6,672 | |
| 旅費・事務費 | | | | | | | | 20,735 | 5,398 | 136 | 2,067 | 4,230 | |
| 厚生費 | | | | | | | | 216 | 424,768 | | 8 | 8 | |
| 特定健康診査等費 | | | | | | | | | 29,088 | | | | |
| 委託費 | | | | | | | | 3,169 | 537 | 1,243 | 11 | 566 | |
| 修繕費 | | | | | | | | 30 | | | | | |
| 負担金 | | | | | | | | 34,781 | 4,696 | 20,627 | 1,357 | 1,213 | |
| 事務費負担金払込金 | | | | | | | | 126,627 | | | | | |
| 減価償却費 | | | | | | | | 3,318 | | 58,902 | | | |
| 支払利息 | | | | | | 25,552 | 21,891 | | | | 38,606 | | 43 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------|------------|------------|-----------|---------|--------|--------|----------|----------|----------|--------|--------|-------|
| 出 | 連合会払込金 | 206,262 | | | | | | | | | 3,355 | | |
| | 連合会拠出金 | 686,883 | | | | | | | | | | | |
| | 連合会分担金 | | | | | | | | 6,816 | | | | |
| | 負担金払込金 | | 12,932,156 | 9,710,859 | 572,505 | 20,512 | | | | | | | |
| | 掛金払込金 | | 6,638,086 | | 572,500 | | | | | | | | |
| | 組合員保険料払込金 | | | 6,582,590 | | | | | | | | | |
| | 老人保健拠出金 | 85 | | | | | | | | | | | |
| | 退職者給付拠出金 | 308,077 | | | | | | | | | | | |
| | 前期高齢者納付金 | 4,057,309 | | | | | | | | | | | |
| | 後期高齢者支援金 | 2,997,955 | | | | | | | | | | | |
| | 介護納付金 | 1,225,550 | | | | | | | | | | | |
| | 他経理へ繰入 | 52,934 | | | | | | | | | | | 5,000 |
| | その他の支出 | 8,169 | | | | | | | 33,086 | 46,257 | 16,107 | 6,394 | 4,877 |
| | 次年度支払準備金 | 1,085,277 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 17,978,921 | 19,570,242 | 16,293,449 | 1,145,005 | 20,512 | 25,552 | 21,891 | 446,849 | 543,855 | 97,015 | 59,516 | 22,566 | 43 |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | △ 213,518 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 13,465 | △ 26,684 | △ 96,461 | 2,726 | 8,405 | 0 |

市町村課